「第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画」策定方針

1. 計画の趣旨

伊賀市では、平成20年11月から平成26年10月までを計画期間と 定めた、第1期伊賀市中心市街地活性化基本計画を策定し、「上野市駅前地 区第一種市街地再開発事業」による、ハイトピア伊賀や駅前広場の整備な どを進め、中心市街地の顔として、多くの皆様にご利用いただいています。

しかし、中心市街地の現状は、高齢化・人口減少の進展、空き家・空き店舗の増加など、目に見えて衰退が進み、5年後10年後の姿が危惧される状況です。さらに、本年1月から市役所本庁舎が四十九町に移転したことから、その影響を最小限に留めることが必要です。

このような状況の中、平成30年10月22日付で「伊賀市中心市街地活性化協議会」から「第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画策定に向けての提言書」が提出され、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、伊賀市において同計画の策定に着手することとしたところです。

このことから、本年度から来年度へ向け「第2期伊賀市中心市街地活性 化基本計画」の策定を進め、中心市街地の活性化のため、官民が連携して 早期に事業の取り組みを進めます。

2. 策定スケジュール

別紙の通り

3. 策定体制

計画策定に当たっては公共的団体等の代表者、学識経験を有するもの、市 民から公募した者等による「伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会」 を組織し、協議を進めます。

また、「中心市街地の活性化に関する法律」第9条第6項に基づき、「伊賀市中心市街地活性化協議会」に対して意見を求め、その意見を反映します。